

第4回世田谷区子ども・子育て会議議事録

日 時

平成28年1月22日（金）9：30～

場 所

世田谷区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

出席委員

森田会長、加藤副会長、天野委員、池本委員、猪熊委員、相馬委員、普光院委員
飯田委員、松田委員、正岡委員、上田委員、五島委員、椎川委員、得原委員

欠席委員

太田委員、石井委員、橋谷委員、上保委員、中村委員

事務局

中村子ども・若者部長、香山子ども育成推進課長、小野児童課長、田中保育課長、
上村保育認定・調整課長、菅井保育計画・整備支援担当課長、百瀬子ども家庭課長
片桐若者支援担当課長、大澤教育委員会事務局副参事（区立幼稚園用途転換担当）

資 料

1．外遊び検討委員会報告書概要

（仮）せたがや外遊びみんなにとどけプロジェクト概要図

外遊び検討委員会報告書

2．障害児等保育検討委員会の検討報告及び障害児等保育の事業展開について

（別紙1） 障害児等保育の今後のあり方について（検討報告）【概要版】

（別紙1） 障害児等保育の今後のあり方について（検討報告）

（別紙2） 障害児等保育の事業展開について

3．世田谷区の子育て家庭を支える切れ目のない相談支援体制（世田谷版ネウボラ） の強化【概要版】

世田谷区妊娠期から子育て家庭を支える切れ目のない支援検討委員会（中間報告） 【概要版】

4．世田谷区の就学前における教育・保育のあり方検討について（案）

5．新規開園（認可）施設等の確認にかかる利用定員の設定について

（参考）H28年4月開業の家庭的保育事業等の認可について

6．小規模保育事業等の連携先確保のための送迎保育の実施について

7．保育の利用・調整基準の見直しにかかる課題整理について

（別紙） 「保育のごあんない（平成28年度用）」抜粋

8．私立幼稚園等における預かり保育の拡充について

9．(1)教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容にかかる進行管理表

(2)子ども・子育て支援事業の需要量見込み及び確保の内容にかかる進行管理表

(3)「世田谷区子ども計画（第2期）」進行状況一覧

議事

事務局

おはようございます。お待たせいたしました。定刻になりましたので、今期第4回子ども・子育て会議を開催いたします。あらためまして、あけましておめでとうございます。本年もよろしく願いいたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。議事に入ります前に、進行を務めさせていただきます子ども育成推進課長の香山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の委員の出欠状況ですが、太田委員、石井委員、橋谷委員、上保委員、中村委員がご欠席です。

それでは開催にあたりまして、子ども・若者部長の中村よりご挨拶をさせていただきます。

事務局

おはようございます。本日もお忙しいところ、お時間をいただきましてありがとうございます。国では、補正予算が1月20日に成立しましたが、区でも、来年度予算を今、まとめているところです。特徴的なところだけご報告しますと、一般会計予算が2,900億と過去最大になっています。歳入面では、2008年のリーマンショック以降、かなり税収が落ち込んでいましたが、リーマンショック前の水準に税収が持ち直してきました。そんなところもあり、過去最大の規模になっています。歳出は、民生費が相変わらず4割以上を占めていますし、子ども・教育関連の予算としては、大まかに申し上げますと、2,900億の4分の1を占めるようになってきています。中でも金額的には保育待機児対策としての保育整備ですとか、多くなってきた私立保育園の運営費等が、かなりの部分を占めます。ただ、本日の議事にもありますが、例えば外遊びの推進ですとか、障害児保育、就学前の教育・保育のあり方、また、金額的には大きくはありませんけれども、保育の質ですとか、子どもの豊かな育ちを支える等、こういった部分も手を抜かずに区としても重視して取り組んでいきたいと思っています。

本日は、そうした議事9件につきまして、いずれも忌憚のないご意見をいただきまして、ブラッシュアップしていきたいと考えています。どうぞよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは資料の確認をさせていただきます。

〔 資料確認 〕

それでは今後の議事につきましては、森田会長、どうぞよろしく願いいたします。

会長

みなさんおはようございます。議事が多くなって早く進めると、慣れている学識経験者の方々はいいのですが、そうではない、区民として参加されている方は、中々発言が出来ないということで、これは何か対策を講じなければいけないと思います。多様な立場からみなさんのご意見をいただき、ここで調整しながら、行政のあり方に対してきちんと意見していくことが、この会議の重要な役割だと思っております。

言い足りなかったこと、あるいは、言いたかったけど言えなかったこと等ありますが、そういったことは、書面あるいは口頭で事務局か私にお寄せください。できれば、どこかでもう少し自由な会議がもてるような機会を作りたいと思っておりますので、今日は本当に限られた時間ではありますが、是非みなさんの忌憚のないご意見を頂戴できるようにご協力いただければと思っています。

それでは、今日の会議ですが、九つ議事があると先ほどお話がありました。すこし濃淡をつけて議論を進めたいと思っています。議事1から3は、本会議の部会や検討委員会で、議論・検討を重ねたものの報告になります。ですから、そこはできるだけ短くし

て頂いて、その上でこの問題について、こういうことについてはどう考えられたかや、このことについては更に、行政施策としては、もう少し考えてほしいということがあります。そういうことを優先したいと思っていますので、時間としては大体、各議事15分ぐらいを予定していますが、報告時間を割愛する形で、皆さんの発言を保障していきたいと思っています。

それから、具体的に皆さんからのご意見、行政施策としては、今後検討していく価値がありますので、言い足りなかったことについては、ご発言をまた、あとで事務局にお寄せいただくことにしたいと思います。それから、残された6つの議事がありますけれども、これにつきましては、それぞれ皆さんテーマによって、自分がきちんと発言したいと思われるところがあると思いますので、それぞれのところでご発言を求めていきたいと思っています。それでは、外遊び検討委員会の報告をお願いいたします。

(1) 外遊び検討委員会報告に基づく28年度以降の取組みの概要について

事務局

この外遊び検討委員会は、この子ども・子育て会議の部会として位置づけ、検討を進めてまいり、前回子ども・子育て会議の場で、案としてご報告を申し上げました。その場でいただきましたご意見、また、その後のご意見等を反映させる形で、若干の修正をしたものとして、お手元の資料1の報告書としてまとめております。今回確定として、ご報告させていただきますので、後ほどご確認いただければと思います。

カラーページの1枚のものが、今回の報告を受けた形で、今後の世田谷区の推進をどうして行くかというものをまとめたものでございます。報告におきましても、検討の中で、外遊びの推進については、まず、ネットワークを作りながら、区民、活動団体や事業者の方、また行政が一体となって力を出し合って外遊びを広めていくことが、何よりも大切というふうに、最終的には提言をいただいております。それを受ける形で、外遊びを推進するプロジェクトとして、ここでは仮の名称になっていますが、「せたがや外遊びみんなにとどけようプロジェクト」という名称で、平成28年度から様々な取り組みを行っていきこうと予定しています。この中で、やはり行政と活動団体、事業者、区民の皆様がそれぞれ集まりながら、世田谷の外遊びを考え、啓発し、また、それぞれの皆様が、活動の中でそれを発信したり、活動を充実していってもらう、そういうことが、この大きなプロジェクトの柱になっております。

ここの図をご覧ください。まず、「3.全区・地区のネットワーク」ですが、推進していくために、区民・事業者・行政と一緒に、大きな全区的なネットワークをつくりながら、その中で世田谷区の外遊びを考えていこう。ここに入っている丸の中には、区であったり、それぞれの活動団体、またもちろん区民の方であったり、地域の方も入っており、一緒に考えていこうとしています。そうしたなかで、大きくは啓発をして行こうというのがこの全区的なプロジェクトになります。また、これと一緒に両輪となって動く活動としては、これをさらに地域の中で広げていこうとする地域プロジェクトです。実際の活動は地域の中で行っていきましょうということで矢印が上下していますが、こちらには世田谷区の5つの地域を書きながら、この中でネットワークを作って、その中でいろいろな遊びを作っていこう、発信していこうとしていくものです。それぞれのネットワークの中にはプレーパークの名称が出ております。これはプレーパークが地域の軸となって、拠点的な機能を持って、地域の活動を活発化させていく大きな役割を持っていくのだらうということで、ここにプレーパークを記しております。左のほうをご覧

いただきますと、砧地域はプレーパークの丸が破線になっております。今、世田谷区内にはプレーパークが4か所ございます。左上の「1. 外遊びの拠点づくり」の地図をご覧ください。世田谷区内にはプレーパークが4か所ありますが、これを見ますと砧地域の辺りだけが、プレーパークがありません。また、水色のところは、きぬたま遊び村という、水辺をフィールドにした活動がございます。これをみると、砧地域にはプレーパークがないということが分かります。やはりここに拠点を作っていかないと、砧地域での外遊びが発展していくことが、なかなか難しいだろうということで、ここに砧の拠点づくりもあわせてやっていこうとするものです。今後、砧地域につきましては、どういったところで拠点を作っていくのか、それがプレーパークのような場所になるのかといった検討を進めるとともに、砧地域での活動の担い手たちをどうやって探していくか、そういったことも取り組んでいきたいと思っております。プレーパークを砧に作るとともに、それぞれのプレーパークも拠点的な役割を今まで以上に持たせながら、地域の活動を活発化していこうと考えております。特に平成28年度は、ネットワークを作りながら、地域の活動も皆様と協力しながら活発化させ、例えば、シンポジウムや地域ごとの小さなイベントを開催していこうと考えております。そうしたことで、来年度から世田谷区全体の外遊びを皆様と共に活発化させていこうと考えております。以上でございます。

会長 ありがとうございます。外遊びの推進ということで今ご報告がありましたけれども、このことについてのご意見、質問等ありませんでしょうか。

委員 当事者の区民委員のご意見を聞いてみたいのですが。

委員 うちの子どもが1歳なりたてなので、そんなにプレーパークに出る機会はないのですが、平日働いている親ですと、土日しかプレーパークに行く機会がなくて、でも、土日に行くすとすごい人なのです。特に世田谷地域の世田谷公園はかなり多いですね。まだ小さい子が遊べる状況ではないという感じはして、どんどん離れていくかもしれないと思います。

会長 ありがとうございます。他に何かご意見ありませんか。私からひとつだけ、組織を立ち上げたときに、先だって質の向上のシンポジウムがあったときに話題になったことなのですが、こういうネットワークを作るなど、プロジェクトを作るということはいいいのですが、これをどのように推進していくのか、あるいは、どのようにそこに評価軸を設けながら、継続的に高めていくのか。例えば、先ほど世田谷プレーパークへ土日に行くと満員で小さな子どもが遊べないというお話がありました。北沢地域のプレーパークはひろばが併設されているので、その乳幼児を中心としたスペースで、少し囲いを作らせてもらうなど、何かいろいろな工夫というものができると思います。そういう利用者の意見がきちんと入り込めるような仕組みや、あるいは、そこでより質を高めていくとか、形を作り上げるためにはどういう組織があればいいのか、というようなことを全てのところで考えなければならないと思います。平坦な図だけでは構造化されず、質的にどんどん高まっていかないとということが考えられるので、誰が権限を持って、誰が進めていくのかということは、是非これから、ご議論頂きたいと思っております。先ほどの話ですと、区民、行政、事業者が一体となってということですが、一体となるということは形としては非常に聞こえがいいけれども、責任がどこにも取られないという構造になりかねないので、そうならないような対応を是非お願いしたいと思っております。特に、色々な所でこの話をさせていただくと、最近やはり学校、幼稚園、保育園がこの中でどう

かかわっていくのかということが、非常に皆さんの中で、大きな課題となっているとおっしゃられています。地域ではこういったものが非常に重要だと言っているながら、保育や幼児教育の中では、こういうことが重視されないという事では、やはり困るわけなので、それは、連携と協働というときに、この思想なり試みというものをどのように浸透させていくのか、きちんとご検討いただきたいというのが、私の願いでございます。他にいかがですか。

委員

保育園全体の中で拳がってきている声を聞いてみると、今、園庭のない園が非常に多くなってきております。それでみんな園外の遊び場を求めていくわけですけど、そうすると地域で遊びに来ている子どもたちが、団体が入ってきて場所が狭くなってしまいますので、けっこう不満の拳がってきているということを知っています。そのあたりのところを保育園も遠慮してしまうのですね。申し訳ないから今日はやめておこう、ということで、保育園の公園探し放浪が始まってしまいます。遊ぶ場所が見つかったとしても、時間になったから帰るということで、まったく外で遊び込めないという状況が耳に入ってきております。それが一点。

それからもう一つが、当園の分園が梅丘にあり、羽根木プレーパーク及び羽根木公園のあたりをいろいろと使わせていただいているのですが、プレーパークではなかったと思うのですが、子どもが木の枝を折ってしまったようなことがあったのです。折れるまではいかなかったのですが、折れそうになったので縛ろうとしたけれど、それでは余計に危ないと言われたようなのですけれど、その時に、非常にとがめられるような感じで、当園の分園長が言うには、以前より外遊びをするときに、子どもに対して非常に厳しい目で大人達が見ている、何かそこで壊すのではないかと、荒らすのではないかとということ子どもに対して制限を与えながら、細々と気を使いながら外遊びをするという状況が、前よりも感じられるということが現場からの報告にありました。

会長

おそらく、こういったことを含めて、どこが集約して、どのように外遊びというものの思想を推し進めていくのかということが、質としては問題だと思います。この会議自体に意見を出していただくのは全然かまわないのですが、どんどん話が膨らんでいくので、この会議体がふさわしいのか、あるいは、このプロジェクト自体が何かの会議体をつくりながら、きちんと思想を進めていくのか。そのあたりのところを是非ご検討いただきたいと思います。他にもご意見がありましたら、どうぞお寄せいただけたらと思います。それでは続きまして、障害児等の保育検討委員会のほうからのご報告をお願いいたします。

(2) 障害児等保育検討委員会の検討報告及び障害児等保育の事業展開について

事務局

A3の別紙2をご覧くださいませでしょうか。検討させていただきまして、最終の形がこの別紙2、A3の資料になります。まず、左上に、需要とされる人数の想定が書いてあります。保育を必要とする医療的ケアが必要な子どもや、重度の障害がある子どもということで、60名程度の需要があるのではないかと想定しています。障害者手帳を取られていない方もいらっしゃるもので、なかなか統計を取りづらいところがあるのですが、就学前のお子さん全体の保育需要は約2万人で、それに対して60人程度と考えています。

また、図の真ん中にある部分が、ケアが必要なお子さんや、重度の障害のあるお子さんで、この部分を中心に見ていただければと思います。障害児のお預りというのは、い

ろいろな形で保育園において実施しているのですが、医療的ケアが必要なお子さんに関しては、まだお預りができていないというのが現状になっております。そういった方で、保育園でお預かりしていくというのが左側の部分で、ご案内のとおり待機児対策として定員を弾力的に運用しているため、どこの保育園も、面積、人力的にはきつきの状況です。平成29年度以降の保育需要を鑑みますと、地区によっては、こういったお子さんのためのスペースと看護師を配置することによって、まず、区立保育園から展開できるのではないかとというのが、左の四角になります。平成30年度以降順次、各地域1園ずつ展開できるように、いま議論を進めているところです。

一方、右側の仕組みです。右下の、今年新制度で始まった、お家でお子さんを看る居宅訪問型保育、それと、右上の部分になるのですが、重症心身障害児施設、児童発達支援事業、これは昔、児童デイといっていた、お子さんが日中、療育のために通う施設のことです。こちらの二つの事業を活用して、お預りできるような仕組みを出来ないかということで、平成28年の10月以降を目途に、この事業を展開していきたいと考えています。具体的には、居宅訪問型保育で、例えば、朝の8時から10時まで、お子さんのご家庭で過ごしていただき、送迎を行い、10時から3時ぐらいまでを、この療育施設で過ごしていただく。また一方、3時から6時ぐらいまでは、お家で過ごして、最後また、保護者の方と代わるということで、こういった2つの事業を組み合わせることによって、お子さんの保育と療育というのをやっていけたらということ考えています。

それで、右上の白い吹き出しに書いてあるのですが、平成28年度から32年度までに新規で2施設整備ということで、現在検討を進めているところです。具体的な場所としては、経堂こどもの園保育園という、東京育成園がやっている1歳から2歳までの小さな保育園が今ありまして、4月に本部の敷地に大きな保育園を作ります。それで、経堂こどもの園保育園は閉園するというので、その跡地を活用して、施設を展開していきたい。今後、業者は公募して進めていきたいと考えています。また、図の部分の説明をすると長くなるのですが、当然、そもそもの相談機能でありますとか、訪問看護ステーションと連携しながら、こういったお子さんをどういった保育的部分でお預りできるのかということで、今後進めていきたいと考えています。私からの説明は以上です。

会長

障害児等保育の展開には、おそらく幼稚園、保育園、いろいろな所のご意見があると思いますが、いかがでしょうか。

委員

とてもきめの細かい配慮のある施策だなと思ひまして、お伺いをさせていただきました。私立幼稚園に関しましては、施設上の問題、例えば様々な肢体不自由であるとか、そういった障害のあるお子さんの対応というのは、施設整備的にも難しいところがあるということで、正直、あまり対応できていない現状かなと思っています。ただ、先ほどの話とは違いますが、発達障害のお子さんに関しては、現在は教諭の研修で、障害の理解というところに重きを置いている部分が現状多いのではないかと。つまり、資源的部分は世田谷区ですと発達障害相談・療育センター「げんき」や総合福祉センターの巡回というところで、専門的知見を持った方からのアドバイスならびに教諭とのミーティング・会議というようなことで、現在障害児保育には対応しております。先ほど説明のあったような、自宅と養育センターとを行き来するというようなことまでは、とても幼稚園では及びません。以上です。

会長

たぶん障害にもいろいろな種類や様々な状態があって、そこに対応する多様なサービ

スが必要になってくるということと、88万の人口を抱える世田谷区の中で、障害のあるお子さん、ここでは重度の障害や、医療的ケアが必要な方が60人程度と想定されているわけですが、当然、障害者手帳を取得していない方もたくさんいらっしゃるというような状況になりますので、障害児保育もかなり重層的な状態で整備していかなければならないだろうと思いますけれども、今おっしゃられたような幼稚園の中で、通常の教育に加えて障害児教育を実施する方法も、整備していかなければならないということもあると思います。

委員

重度の方や医療的ケアが必要なお子さんと、それから発達障害やある程度の肢体不自由など、障害の状況によってかなり異なると思いますが、この資料を見て思ったのは、こういうお子さんを持ったお母さんが保育を利用する事が可能になる。そして、それぞれの状況によって、園、施設、居宅訪問の保育という場にお子さんがいるということですよ。私自身が保育をしていたときに、相当重度のお子さんを看ていたことがあります。気管切開のお子さんもいましたが、子どもと一緒に看ていることもあり感じたことは、ほかの子とのかかわりの大切さですね。あたり前かもしれませんが、重度のお子さんでも、まばたきとかぴくぴくとしたちょっとした表情の変化があり、子どもたちはそういう変化や微妙な違いを察知するのです。今日は機嫌がいいとか、何かを見せたら喜んだとか。そして、子どもの感受性というか、子ども同士のつながりというか、繊細さにすごく驚いたということがありました。そういう一人一人の子どもたちにとっての子ども同士のかわり、この後もずっと続く人生の土台、人間関係。そういったところをどのように大人目線だけではなく、保障するかということは、保育現場の方々や当事者の保護者と一緒に、もっともっと考えたいと思うところでございます。

それからもう一点、居宅訪問型保育を新しく始めるとありましたけれど、どうなるのだろうか少し心配です。本当に人材をしっかりと育成しなければならないというのが大きな課題になると思います。

委員

保育室でお預りした子のお兄さんが重度の障害があるということで、一緒に成長を見守ったことがありますが、そのお子さんは特に保育が必要だということではなく学校に通うということで、お母さんが送迎をされていました。その方に話を聞いたのですが、やはり重度なので、車椅子も特殊なものを使っていますし、それを乗せられるような車を用意しなければならなかったらしく、送迎と一言で言っても、かなり苦労されているようでした。小さな段差でも運べなかったりするので場所が限られていたり、そういうこともいろいろとあるので、例えばこういう送迎をしてくれるところがあって、重度のお子さんを受け入れる施設があったとしても、実際に利用する場合に、送迎を同じ方がやってくれさるとか、そういう細かいところで、信頼できる制度になるかということが決まってくると思います。やはり一番いいのは、受け入れてくれる施設が朝から晩まで、個別ケースにも対応できるようなものが、お子さんにとっては、ずっと同じ目で見てもらえて、しかも何人か複数の目で見てもらえる時間帯もあるということが、理想なのかなと思います。送迎となると、朝はAの人、施設にいたらBの人、またそこの連携をして次はCの人がお迎えに行く、そうなってしまうとどうしても細切れになってしまうので、そういうやり方で本当に安心して利用者の方が利用できるのかと疑問に思います。なので、やはり難しいですけど、利用者の方のご意見などを聞いて、施策を進めていただければなと思います。

事務局

補足を入れさせていただきますと、私達も検討の中で、居宅と療育施設との処遇の統

一性が議論になったのですが、今回公募をかける段階で、施設と居宅訪問型保育の事業を同一業者でやってもらいたいということで、それで処遇の一貫性を保ちたいと考えています。

委員

この事業は大変いい事業だと思うのですが、事業を進めていくにあたっての子どもへのメリットというか目標なのですが、最近、障害のあるお子さんの保護者の話をこういった会議の場でお聞きしたときに、もちろん、子育て支援が不十分で、様々な負担を抱えているというのは一方であるのですが、こういったものが充実していくことによって、自分の子どもが、やはりまちの子どもとして、障害のある子どもが他の子どもと一緒に、子ども期、若者期、さらには成人期を過ごしていける。そういう友だち関係というか、関係づくりができることによって、生涯にわたって自分の子どもを支えてくれる仲間が作られていくんじゃないかということを変に重要視していたんですね。そういった部分、ここにも様々な背景や趣旨が示されているわけですが、それが子どもにとってどういう意味合いがあるのかということを変に強調していくと、様々な点で受け入れていくにあたっての、そういう観点で積極的に進めていけるのかなという気がしています。

委員

私は、これをニュースで先に聞いていて、こういうことだったのかとこの間資料を頂いてから読み込んでいるのですが、いくつか疑問点があります。今、公募で居宅と施設を一緒に受けてくれるところとうかがいましたが、これは区ではなくて法人がやるということによろしいのかということが一つと、もうすでにこういうビジネス、ビジネス的にモデルが先にできていると思うのですが、それとどういう違いがあるのか。こういうものをすでにやっているNPOや法人はありますよね。既にやっている事業者の人に話を聞いたときに、そのミッションというのは、親が働けるということだと聞いたのです。親が働けるということがミッションというのは、私としては、その間子どもが、午前中は居宅訪問で4時間いて、夜はまた他の場所というように、行ったり来たりするのは親が働くためのミッションなのかということ、疑問を持ってしまったというのが1つあるので、世田谷区として、この事業が、何が一番の目的なのかということを変に知りたいというのが1つ。それと、重度の障害のあるお子さんの訪問看護ステーションの取材をずっとしていたので、訪問看護ステーションのことはよくわかるのですが、看護師さんが今、居宅訪問のような形で行って、一緒に遊んだりもしている現状もあるのですが、そこと居宅訪問型保育との差異がどこにあるのかということ、その3つを知りたいなと思いました。

事務局

ご質問にお答えします。まだ、区ではやっていないということで、事業者さんに提案するところなのですが、おそらくこういった提案が挙げられる所は、5か所もないと思っています。3から4事業者ぐらいだと思います。他との違いはということで、杉並区の実際やっているところでお話を伺いながら組み立てた事業なのですが、もともと児童のデイサービスの部分というのは、日中の数時間しかやれないような単価の設定になっています。それで、杉並区で保育的な時間も担保できるようにと、かなり杉並区で単独の補助金を出している現状があり、ただ、その仕組みですとやっていくと、杉並区も財政負担が大きいということもあり、居宅訪問型保育と組み合わせたいというお話も伺って、そこで私もこの仕組みに至ったわけですが、おそらく今、杉並区でやっている事業も、こちらの形にシフトしていくのではないかと考えています。ただ、今実際に利用している方もいらっしゃるの、なだらかな形での居宅と児童発達支援事業

の組み合わせになると聞いております。違いというのはその部分です。

それから、子ども計画というのが基本的にはありますので、保護者の方の負担を軽減するというのがありますけれども、お子さんの一生を通じてどうなのかというのが、そもそも出発点としてはあると思うのです。例えば学校が特別支援学校だったりすると、一旦地域から離れてしまう時期があるかもしれないのですが、特別支援学校に通うほとんどの方が卒業すると、また地域に戻ってくるという実績がありますので、そういったことを踏まえての事業のまず第一歩であると考えております。

それから訪問看護ステーションとの違いですけれども、これはまだなかなか整理しきれていない部分がございます。今回、関連条例の改正をさせていただき予定でして、昨年度、居宅訪問型保育をイメージしたときには、基本的には、保育士か、看護師、保健師、助産師のような医療系の方が看ると考えていたのですが、今回この事業を組み立てる上で、児童発達支援事業所との、障害系の施設との組み合わせも必要であるということで、障害の仕事をしていた方も、居宅訪問型で出来るようにと考えています。そういった中で、現に訪問看護ステーションがやっている部分とどのように差異を設けるかというのは、実はきちんと詰めきれていません。ただ時間は訪問看護ステーションより長い時間になりますので、そういったところで、児童発達支援事業、昼間通っているところの一貫性をどのように作り出すかという部分は、事業を進める上でこの先議論して、決めていかなければいけない課題のひとつと捉えています。以上です。

委員

新制度になって全ての子どもをというときに、こういう部分をきちんと捉えてやってくださる世田谷区はいいなと思います。先の話かもしれないですけど、ここにお子さんを預ける保護者の方の参画というのをすごく大事にさせていただきたいと思っています。この検討会を見ると、当事者の方は入っていらっしやらないようですけど、すみません、ありがたい関係だけではなくて、この方たちの役割もきっとあるので、仕組みを作っていくプロセスの段階から、是非保護者の方にもかかわっていただけたらと思います。障害の度合いや医療的ケアの有無の違いなどがあると思うのですけれども、そういうお子さんと暮らしていくという暮らしの部分でみると、ケアサポートとか支えあいとか、その先、先輩としてまた次の人たちを支える側になってくださる方だと思います。そういう方は、ずっと地域に残って施策を見て下さる方だと思うので、なかなか厳しい状況だとは思いますが、できるだけ足を運んだり、声を聞いたりする機会を区から作って、施設とのつなぎ役ということもして頂けるといいなと思います。

会長

ありがとうございました。私も障害のあるお子さんを育てていらっしやる区民の方からの、苦情という形で10年ぐらい前に、苦情審査会で受けた事があります。保護者本人が障害というものをどのように理解しているのか、子ども自身がどのような状態にあるのか、そして、区としてどう理解するのか、この3者というのはかなりずれがあるというのは、認識しておいたほうがいいたらと思います。おそらく、それを調整し続けていながら、ずっと家族に寄り添っていくのは一体誰なのか、あるいはどこなのか、というところが非常に重要なのだらうと思っています。つまり先ほどおっしゃったように、赤ちゃんが生まれてどこで障害が顕在化していくのかは別としても、その子が大人になっていくまでを見据えた支援というものを世田谷区の中で作るのだとしたら、そのことを総合的に子どもの側から、あるいは、子どもを育てている家族と一緒に、子どもの将来をきちんと考えていくという視点がとても重要なことなのだらうと思います。それがこの会議の中で申し上げなくてはいけない事で、それを常に考えていた

きたいというのが幸いです。

結局、医療、療育、そして保育、教育、こういったいろいろな立場で子どもたちというのは、暮らしが必要になってくる。医療のウエイト、あるいは保育のウエイト、そういったウエイトというのがどうなっていくのか、そして、子どもの地域の暮らしがどうなっていくのか、それによって子どもたちの育ちというのは変わってきます。このあたりを是非、総合的に見ていけるような、そして、地域や家庭から排除されないような形での障害のあるお子さんへのケアのあり方ということを検討いただきたいと思います。たくさんの人とお金が必要になってくるわけですし、人手も必要になってくる。しかし、それ以上にそういう文化が育たないと、これは維持できないことなので、是非お願いをしたいと思います。私どもの大学では、気管切開しており毎日ベッドに横になった状態で通っている学生がいます。そういう意味では、重度の医療的ケアが必要な人が、大学など学習の場に登場する時代がもうやってきています。それは、乳幼児期であってもあたり前の時代なのだろうと思いますので、子どもの時からずっと見通すということをして是非お願いをしたいと思います。ある意味では保育園や幼稚園で、あるいは居宅訪問型や療育施設でということを経験的に見通すことが必要だと思います。ただその時に、入口の人たちの認識というのが非常に重要なので、是非職員の方々は、どこで受け入れるのかということも含めて、最初の区への申込みというのが、ものすごく重要になってくると思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、続いてですが切れ目のない支援ということで、お願いいたします。

(3) 妊娠期から子育て家庭を支える切れ目のない相談支援体制の強化について

事務局

切れ目のない相談支援体制の強化ということで、平成28年度から、この相談支援体制の強化を図るということで進めてまいります。その報告になります。

第3回までの子ども・子育て会議の中では、妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防といったことを、子ども計画に基づく重点施策のひとつとして掲げ、それにつきまして検討委員会を立ち上げ、検討を進めてきたというご報告までをさせていただいております。このことにつきましては、本日、資料2枚を用意させていただいておりますが、二枚目のほうですね、支援検討委員会の中間報告(第3回検討委員会まで)、これについて前回第3回までにご報告させていただきました。こうした検討委員会のご報告等を踏まえまして、本日の資料3を作成いたしました。相談支援体制の強化を図る、区といたしましてはこのことを世田谷版ネウボラという名称で、来年度から開始してまいります。

この世田谷版ネウボラですが、妊婦、乳幼児を育てる家庭を区、医療、地域が連携しながら切れ目なく継続的に見守るといった相談支援体制のネットワーク、これを指すものになります。右上の28年度、ここから開始しますということで、来年度がスタートの年と考えております。まずひとつめといたしましては、妊娠期の相談支援体制の充実ということになりますけれども、5つあります各総合支所の健康づくり課を中心とした相談支援体制を充実させます。妊娠期から全ての妊婦に専門職がかかわり、切れ目なく就学前までの子育て家庭を支えることを目標とするものです。このネウボラチームでございますけど、各総合支所に配置しております保健師、さらに両脇を固めます母子保健コーディネーターを平成28年度から各支所に2名ずつ配置します。この母子保健コーディネーターは、助産師、保健師、看護師といった資格を有する方々を非常勤職員とし

て雇用することを予定しています。また、現在既に配置されております子ども家庭支援センターの子育て応援相談員、この職種もネウボラチームに加えることで、3者が連携してネウボラチームを構成してまいります。特にネウボラチームが行うこととなります新しい取り組みといたしまして、妊娠期の面接が開始されます。左に現行と目標とする姿という形でまとめておりますが、現在妊産婦の方が区と最初の接点となりますのが、現行のところにある、妊娠届のところとなります。妊娠届を健康づくり課や出張所等に出された後は、妊娠期でありましたら、プレママ学級や母親学級、こうした場がありますし、さらに、医療機関における妊婦健診といったものがございます。さらには出産後、様々な健診や事業があるわけですが、目標とする姿ということで、ネウボラチームによる切れ目のない支援のひとつとして、新規と記載しております妊娠期の面接が新たに行われることになるわけでございます。これにつきましては、健康づくり課で面接を行い、必要に応じて支援プランを作成いたします。また2番にてできておりますが、世田谷子育て利用券といったものを配布いたします。このような取り組みを28年度から開始いたします。また、同時に先ほどご紹介させていただきましたプレママ学級でありますとか、母親学級、これを現在年間40回の開催となっておりますが、28年度からは67回の開催に増加させ、利用者の選択の機会を増やすこととしております。またそういう場においてもネウボラチームといったものの周知を図る取り組みを進めてまいります。

子育て利用券は、先ほどお話しした面接の際にお配りするものになりますが、妊婦の方々が地域の中で様々な人とかかわりながら子育てをすることが出来るよう、また、妊婦が面接を受ける際のきっかけ作りとなるよう、そうした意味合いもありまして、産前産後のサービスが受けられる券ということで配布するものです。活用できるサービスといたしましては、1から3にございます、親を支援するサービス、子どもを預けるサービス、親子を支援するサービスということで、例えば、母乳・育児支援相談に活用していただく、あるいは預けるということでは、一時預り、また親子支援ということでは産後ケア、そういったことに活用できる券ということで考えております。原則といたしまして、ネウボラチームの面接の際に配布することといたし、28年7月から配布するといったことで取り組みを進めてまいります。1冊あたり1万円で有効期限が2年間で考えています。あくまでもサービスをご利用いただくために活用する券と考えており、物を買うためには活用できない券と今のところは考えております。

3つ目の産後ケア事業のところでは、現在産後ケアにつきましては、桜新町に産後ケアセンターがございますが、1か所であること、ニーズが増加していることから、希望した日に予約が取りにくい状況が生じています。こうした利用の実態を踏まえ、来年度から産後ケアの場所を拡充いたします。ショートステイ、デイケアをそれぞれ1か所ずつ設け、合計3か所区内で実施し、区民が必要とされる身近な場で、この産後ケア事業を開始することを予定しております。

最後に4番です。この妊娠期からの切れ目のない支援・相談体制につきましては、平成28年度がスタートの年ということで考えております。先ほどお話しさせていただきました母子保健コーディネーターにつきましても、まずは初年度、各支所2名の配置から始めますが、この相談支援体制の強化・充実を図る際には、段階的にこの母子保健コーディネーターを増加させることを考えています。その際には、世田谷版ネウボラ構築アドバイザー会議、こうしたところの会議体を通じて、この仕組みの検証や充実に向けた検討を行っていきたいと考えているところでございます。というのも、区との最初の接

点であります妊娠届は現在、出張所、まちづくりセンター、健康づくり課等で受理しているところですが、地域包括の地区展開といったことも、来年度実施いたしますので、区民の利便性も念頭に、改善を図る方向で、このことについても、今後検討していきたいというところでございます。報告は以上です。

会長

かなりいろいろな事業の展開ですので、細かいご質問等については、たぶん受けられないと思います。方向性についてご意見がありましたらどうぞ。

委員

子育て利用券はよいアイデアですが、杉並区で子育て応援券が出たときに、多くの子育て世帯が杉並区に来て、待機児童の現状が生まれたことを思うと、これでまたどっと世田谷区に子育て世帯が押し寄せ待機児童の問題が悪化するという懸念も若干持ちました。そういった意味では世の中に波及する効果というのも大きいかと思っております。それで、私からは2点お伺いしたいことがあるのですが、1つは、これとは別の仕組みのことになるのかもしれないのですが、一般的に望まない妊娠をした場合、母子手帳も受け取らないし、妊婦健診も受けないまま出産に至ってしまって、結局0歳で虐待死、放棄されてしまうというケースが一般に厚生労働省が調べている0歳の虐待死の中には多いわけですが、そういう望まない妊娠をしてしまった若い女性なりをどうやってキャッチして支援するというようなことがこの中に含まれてくるのかどうか。そうとうにデリケートにやさしくつながっていかないと支援していくことが出来ない対象ですので、そういうことをこの中で考えられているのかどうかというのが1点。

それからもう1つは、この子育て利用券の中に一時保育というのがありますけど、すでに他の地域でやっているマイ保育園制度でも、一時保育を無料で利用できるようなサービスをすることで、なるべく保育園に子育て世帯がつながるようにしようという試みがあるわけですが、保育園に限らず一般に広く行われている一時保育に、利用券を使ってつながっていただくというのは、いろいろな意味で良いことがあると思っております。この一時保育とネウボラチームの連携ということも視野に入れておられるのかなということをお伺いしたいと思いました。

事務局

まず1点目のほうですが、望まない妊娠などのところだと思っております。実は現在も、各総合支所の健康づくり課は、母子保健の相談窓口といったことで、あるわけでございます。しかしながら、なかなか区民の方に妊娠期に悩みごとだとか不安を伴ったときに、相談できる場所がこの総合支所の健康づくり課であるといったことが、認知されていないということも事実でございます。こうした観点から今般、総合支所の相談支援体制の強化を図り、いつでもネウボラチームが、あなた方の相談を受け付けますし、見守っていきますよということを周知する訳でございます。区と妊産婦とのかかわりがあります妊娠届のところから、区といたしましては切れ目なく支えていくといったところに、まずは力点を置いて進めていかななくてはならないということで、スタートさせていただくところです。妊娠届を出しに来られない方というのも課題として認識しております。そもそも妊娠したものの、その場に現れることすら難しいといった方々は、実は最初、医療機関に行って妊娠の事実を知る。その後、いかに区の窓口に行くかどうかという判断があるわけございまして、その間というのが、まだまだ課題としては残っていると思っております。ただ、区の窓口に来られない方々も、こうしたネウボラチームといったものがあるということをもまずは認識していただき、総合支所に相談していただけるような周知強化を図っていきたいと思っております。1点です。

それから2点目のほうですが、このネウボラチームと連携するのは、一時預かりなど

を行ういわゆる地域の子育て団体、子育て資源、そうしたところになってくるわけです。ネウボラチームの大枠ということで、こうしたチームを作るということで、まずは方向性として定めたところではございますが、今後、地域の子育て資源と、どうつながっていくか、連携を仕組みとして設けていくのかということは、さらに詰めていかなければならないところだと思っておりますが、基本的には連携を進めていかななくてはならないところだと思っております。以上です。

委員

すみません一言だけいいですか。最初の窓口のところですけど、大阪に「妊娠SOS」というのがありまして、特に祝福されない妊娠になって悩んでいる人が、電話をかけて相談が出来るというイメージで窓口を作っています。特に区役所の窓口ということではなくて、妊娠SOSという当事者が相談しやすい名前でも世の中に知らしめているという取り組みもあったかと思えます。

事務局

少し補足させてもらいます。相談窓口は各総合支所の健康づくり課ということで5つあるわけですけど、なかなかそこにつながらないというのがありますけれども、医療機関にかかった方で、例えば10代の妊娠の場合は、全て医療機関から保健所に連絡が来ますので、地区担当の保健師が訪問していろいろな支援をするという仕組みになっております。しかし、医療機関に掛からない人もいらっしゃいますので、そういう方をどうするかということで、なかなか行政だとか医療機関につなげるのは難しいのですけれど、保健所としては、都立高校や区立の中学校にも、助産師会と協力をしまして、性教育ということで、保健師、助産師が入って生徒たちにいろいろお話をしているということがひとつと、今、お話のありました妊娠SOSに似ているのが、ハッピーハンドブックという、いろいろな相談窓口を記載したものを大学や高校に配って啓発を進めている状況でございます。

委員

大きな仕組みなので、やりながらいろいろと整えていくのだろうと感じています。子育て応援相談員がすでに配置されていますが、特定型の利用者支援として、先ほどの障害児保育も含めた様々な保育の調整を各支所2名で担っていますが、そちらは大丈夫なのかという不安があります。ネウボラチームとしてやっていただくと共に、そちらもお願いしますという、祈るような気持ちがあります。

支所できちんと相談に乗ってもらって、働き方そのものの相談をしたいと思っている方もいらっしゃると思いますので、ただあなたの点数はいくつだとか、保育所に入れるかどうかということだけでなく、今の働き方を子どもが生まれてからは、子どもの育ちに合わせたこういう方法があるなど、これから多様な地域保育が広がっていくと、いろいろな預け方と働き方のセットで、相談が出てくると思います。ネウボラチームイコール保育コンシェルジュとは思っていませんけれども、保育の相談は誰がしてくれるのかという、その部分がこれからすごく大きな課題になっていくような気がします。私達も子育て支援コーディネーターとして地域でやっていますけれども、今のところ一時預かりや身近な予防的な相談だけで手一杯なので、フルタイムの方の復帰に関する相談については区役所で調べてもらってほしいといってつないでいるところです。なので、私達はあまり中途半端なことを言わないようにしていますが、相談をしてくる方は、ただ近くの保育施設の情報だけではなく、少し離れた場所にある保育施設も含めて、どのような施設が自分にあるのかなど、いろいろなことを聞きたいのだと思います。もちろん足を運んで自分で見るということも大切ですけど、どのように保育のことを自分で理解して学ぶのか、そして、自分の子どもと自分の生活に合った保育の仕方を選んで

いくのかといった相談もあるのではないかと思います。担当の部署が違ったら、どこに聞けば分かるのかということもきちんと伝えることが必要だと思います。そういった、庁内の連携についての部分ももう少し入れていただけるといいかなと思いました。

あと、先ほどもありましたが、2点目は子育て利用券のことです。私も、今はもう離れていますけれど、杉並区の支援券の立ち上げのときからずっと委員をやっていたので、最初の数年間の混乱や、担当の方たちの大変さなど、私達も事業者になってみて分かったことがたくさんあります。これだけの券を発行するという事は、受け皿をきちんと作らなくてはならないということになります。一時保育はすでに定員が埋まっており、一時預かりや、一時保育の枠がそもそも少ない中で、13事業にも関連してくるところですけれど、地域の子育て支援という資源を、どれだけ丁寧に作っていけるかが大切になってくると思います。保育の質ガイドラインに沿って保育を実施しているなかで、一時預かりはどこでも、誰でもいいのかということにならないように、在宅子育て家庭の最初の出産のところ、働いている、いないに関係なく、地域で子育てが支えられる点で、実際の中身をどういうふうにするかとか、紹介するにもその先のつなぎ先があるかということも、けっこうあつという間に事業が始まる7月がやってくるので、少し早めに検討を始めないと7月から一気にパンクするのではないかと想像がつくので、そこを是非お願いします。

委員

とにかく妊娠期から切れ目のない、この切れ目のないがキーワードだと思っています。ですから切れ目のないというところに着目したこの制度というのは、私はとても高く評価されるものであると思います。たくさんの方がご意見を言われたので、少し違う視点から2つ申し上げたいと思います。ひとつはこの中で、プレママパパ学級という事業が、生まれる前の妊娠期にあります。生まれてからのパパの影が薄くなっているなど感じますので、切れ目のない子育てというなかで、パパの役割がどこかに入っていくようなことを考えていただきたいというのが1点。

それからもう1点が、これは全く出てきていない視点なのですが、制度として始まるうとしているところなので、今の課題ではないかもしれないのだけれど、今から持っていてほしいなという視点として申し上げます。それは、胎児や新生児期の心理です。こういった視点がここにはまったく出てきていないのですけれども、このところの脳生理学や脳神経学などの大きな進歩の中で、非常にこのことが話題になっています。胎児であっても、どういうレベルかは分からないけれども認識が宿っている、そして新生児期というものに宿っている認識というものは非常に大きく、それは、母子一体の中で、共生の中で生まれているものであるとか、いろんな研究が盛んに行われています。その分野ではたくさんの方の知見がもうすでに出ているので、やはり視野に入れながら、そういうのも親御さんに対して、知識として、産褥期はどうするということはもちろんなんですけど、もう1つ新しい視点というのが、今後出てきてほしいなと思ひまして、意見を言いました。

委員

もう遅いかもしれませんが、子育て利用券を使う側が利用者という発想ですけど、子育て地域参画券とか、あるいは子育て市民券とか、何かサービスを利用するものという思想ではなく、これを通じて地域にどんどんかかわっていくような思想で、世田谷の子育ての支えあいというのが深まっていくきっかけになればいいなと思います。ひろばやステーションの認知度や参加度も必ずしも高くはないという現状なので、これの評価の指標として、平成29年度や30年度にどのぐらい認知度や利用度が上がったのか

というような調査は、このバウチャーのビフォー＆アフターの効果を図る上で必須ではないかなというふうに思います。また、ある意味政策的な誘導面もあると思うので、バウチャーのサービスのなかに、0円だけれども外遊びの参画だったり、保育ネットワークがやっている保育セミナーに参加してみようとか、あるいは、ひろばでこんなことをやっているの、赤ちゃんさわってみようとか、より地域の参画の機会の認知が深まっていくようなきっかけになると、よりよいのではないかと思います。

委員

ふたつあるのですが、ひとつは保育にいかにつなげるといったところで、前から考えていたことなのですが、子どもの子育て教室の中で、保育についての講座を作ることが必要だと思います。どういうところに預けるのかということや、どういう場所があってどういうふうに伝えたらよいのかななどを講座のなかでやることでつなげたらどうか、というのがひとつです。もうひとつは利用券のことで、実施している自治体を見ていると、バウチャーを利用できる団体があまりにも有象無象なのです。肩もみマッサージのようなものでOKという例もあり、いろいろ挙がってくるサービスの中から対象を厳選するのがすごく難しいと思いました。後、一時保育で、バウチャーとしてではないのですが、最近大きな事故があり、保育を受けた赤ちゃんが亡くなってしまいました。こういった事故を防止するためにも、対象をいかに厳選するのが重要ではないかなと思いました。

委員

私も重なりますがひとつは、スコットランドの保育支援で、妊娠期から3歳までと、妊娠期も子どもの発達に関係する重要な時期だと考えているので、先ほどの話はそのとおりだなと思いました。もうひとつは、利用者がサービスを利用することにより、利用者同士で助け合う場面が減り、つながりが希薄になっていくと感ずるので、例えばデンマークでは、地域にこれだけ子どもがいると分かっているならば、その人たちに定期的に1か月に一度は皆さんで会ってくださいと指導することで、ずっと支えあっていけるような関係を行政が支援している例もあったので、世田谷としては、利用だけではなくそういうつながりをつくるようなことを意識していただけないかなと思いました。後もう1つは質問なのですが、以前私も、産前産後ヘルパーを利用したのですが、それには家庭に入って虐待をおこなっていないかチェックするという機能があったと思うのですが、産前産後ヘルパーは、利用券の選択の一つのサービスになってしまうという理解でよろしいのでしょうか。もしそうだと、今までやってきたその部分が弱ってしまうのではないのでしょうか。

委員

実際に利用するものとして、妊娠届を出したときにたくさん資料をもらうのですが、どこに行ったらいいか一覧もないし、何も利用できないまま妊娠期が過ぎていってしまいました。あと働いていると土日しかプレママパパ講座に行けないのですが、土日に講座が少ないので、結局遠くの地域に行って、出会う人もみんな遠いお家の方であるということになるので、実際に切れ目がないとするなら妊娠届を出した時点で、どこに行ったらいいか、何がしてもらえるのか、あと、保育のこともその時点で知らないと、今の世田谷区では保育園に通わせられない事態になると思うので、そこは隠さずに、これくらい大変なので今から考えないとまずいですよと、妊娠した時点で言ってもらわないと、まったく気づかないまま、産後すぐに動くことは無理なので、なんとか周知の方法というのを考えていただきたいなと思いました。

事務局

さんさんサポートのことをさしているのであれば、産前産後に家庭にヘルパーさんが行って、無料で3回ヘルパーをお呼びすることができる券が、今言った母子保健バック

の中に入っていますが、これは来年度も引き続き継続いたしますし、子育て利用券のなかに吸収されるものというわけではありません。さんさんサポートは3回しか使えないので、更に使いたいという場合に子育て利用券を充てることは可能ですが、吸収されるわけではありません。

今、ご意見をいただいた母子バックのところは、やはり大きな課題と認識しております。何が入っているか分からず、チケットが入っていても知らずに捨ててしまう方もいらっしゃるって、母子バックの中に何が入っているのかというのは、来年度から早急に直していきたいなと思っていて、今後地域包括ケアの展開の中では、そうした部分も検討していかなければならないなと思っております。

会長

たぶんお話はまだ山ほどあると思いますけれども、これからどういうふうに、世田谷版のネウボラに対して要請していくのかということについては、それぞれご意見を頂戴できればと思います。

私自身も、10代の妊娠で出産した親のヒアリングを含めて、ずっと今まで支援の研究を続けてきていて、ちょうど今週の日曜日に10代で出産した日韓の親たちと支援者を集めたシンポジウムを開くのですけれども、まさにこの人たちはここから漏れた人たちと考えればいいわけで、十二分にこの問題については意見がありますけど、あまりここでは申し上げる時間がないのでいくつかだけ申し上げておくと、まずは本当につながりにくい状況に対して、どういうふうな仕組みを作っておくか、つまり、教育の機関や、青少年の様々な機関や、児童館などどういうふうに関連付けて、望まない妊娠をどれだけ歓迎した出産につながられるかというのが問題だと思います。そういった文化とそういう支援体制をどう作り上げるかということだと思いますので、そのところは是非ネットワークをどう組むか、そしてその質を向上させることに全力を挙げさせていただきたいと思います。その時に当然ですが、既存の制度の中で、様々なコーディネーターが協力していく体制になるというのはわかりますけれども、先ほど言われたように、現場というのが、専門性がほとんどない中で、現場に配置される非常勤の方ですので、その方たちがどれだけ丁寧に事業をその人に合わせてコーディネートできるか。その力量が問われているわけなので、どういう研修と支援体制を組むかということについて、是非ご検討していただきたいと思います。有り余る要望をその人にだしてもしょうがない話なので、今やらなければならないこととこのをきちんと見極めた仕組みが必要になってくるだろうと思います。

私は常々、事後的処理ではなく事前的予防を地域ではするべきだと思っていますので、虐待が起きてからケアするのではなく、しないような仕組みをどう作り上げるのが大切だと思います。ある意味では前々からこのことはお願いしておりますけれども、別の自治体では保育園の入所基準に10代で出産した親を最優先に入れるという条件を作りました。世田谷も10代の妊娠出産については、優先するというのを決断してもいい時期だと私は思っておりますので、そういったことも含めて、事後的な処理ではなく事前的な予防施策をきちんと配置していくということについて、是非ネウボラで対応をお願いしたいというのが2点目。

3点目ですが、子育て応援券について、先ほどの話の中にもありました不適切な事業者に対してですが、実施した自治体では千~千五百といった事業者が増えました。その中でやはり子どもの人権侵害をしない、子どもの権利をきちんと見極められるような事業者になってほしいということで、子育て事業者応援ということもやってまいりました。

そういう多面的なケアが必要になってくると思います。そういうことが出来て初めて、利用券いわゆるパウチャーが効果を発揮するだろうと思いますが、皆様からのご意見にもありましたように、今これをスタートさせるならば、1万円をマイナスだけではなくて、例えば地域に参加したり、子育てに参加したりしたらプラスになるぐらいの、プラスマイナス両方もてるような応援券にしていく。それは、利用者だけのパウチャーではなくて、子育てをしていくものとして、地域のなかで、時にはボランティアで参加するし、時には利用者として支援を受ける。世田谷はそういった思想がもともとある地域ですので、お互いに子育てをし合うという文化をどのように作るかということに、この利用券が貢献できるような仕組みに、最終的にはさせていただくようにがんばっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

会長 議事4の世田谷区就学前における教育・保育のあり方検討会についてですが、担当者が次の会議に重なりましたので、後ほどとさせていただきます。

それでは議事5の利用定員の設定について、お願いいたします。

(5) 平成28年4月以降開園施設等の確認にかかる利用定員の設定について

事務局 それでは新規開園(認可)施設等の確認にかかる利用定員の設定についてご説明させていただきます。子ども・子育て支援法に基づく新規開園(認可)施設等の確認にかかる利用定員の設定にあたりましては、子ども・子育て会議でご意見をいただくことになっております。利用定員につきまして、別紙のとおりになってございます。後ほど説明させていただきます。利用定員の設定につきましては、認可定員の範囲で市町村が設定することになっていて、1号および2号は3歳から5歳まで一括で、3号は0歳と1歳から2歳の区分に分けて表記させていただいております。新規の確認につきましては、子ども・子育て会議で意見を聞かせてもらうこととなります。

一枚おめくりください。それぞれの表が地域、類型、新設/移行/定員増減、あとは事業所名称や所在地、運営法人、開設等予定年月日の順に記載されており、真ん中にある区分が、利用定員(確認済)というものでございます。昨年10月の本会議におきまして、平成28年4月に新規開設する園の定員、こちらの定員はもう確認いただいております。今回につきましては、28年6月以降の新設、それと28年4月以降の新制度への移行、こちらを確認していただきます。真ん中にある区分の右を見ていただくと、括弧で確認となっております。今回このところを確認していただくこととなります。(確認済)のところと(確認)の欄、それと次の欄が利用定員増減となります。そして最終的に確認内容の増減欄の数値をご確認いただければと思います。それぞれの地域がございまして、最後に右下のところ、「確保内容 計」ということで表記がございまして、例えば世田谷地域ですと、2号・3号の合計4,559に対しまして、子ども・子育て支援事業計画で31年度までに計画している事業数、こちらが5,457ということで、まだ900ぐらい足りないような状況でございまして、これを31年度までに整備していくというものでございます。

続きましては下の北沢地域につきましても、確保内容の計につきましては、2,126ということで、その上に記載している31年度までの事業計画数は2,746ということで、後600ほど足りないということになります。玉川地域につきましては、今回の確保内容の計が4,080でございまして、それに対し31年度までの事業計画数は5,276ということで、あと1,200ぐらい整備を進めていかないといけないという状

況でございます。砧地域につきましても、確保内容の計が3,128、それに対し、31年度までの事業計画数が3,313なので後185足りないということになります。烏山地域につきましても、確保内容の計が2,242に対し、31年度までの事業計画数が3,119ということで、あと900ぐらいを整備していかなければいけないということになります。

全体の確保内容につきましては、まず1号認定の定員でございますが、一番上の野沢こども園のところですが、57名の増ということになります。野沢こども園につきましては27年8月ということで、本来であれば事前に会議にかけさせていただいたが今回になってしまって申しわけありませんでした。それで、1号認定全体が一番下の表で13,195という確保数に対しまして、31年度までの事業計画数は13,446と、250ほど足りない状況でございます。それと一番右下のほうにいただきまして、最終的には保育の部分は、16,135の確保内容の合計に対し、32年度までの事業計画数が19,911ということで、およそ2万を目指して整備を進めていますので、3,800ぐらい足りないような状況でございます。

事務局

次に資料5(参考)をご覧ください。ただいまの確認を行う内容についての説明で、その中にある区が認可するものについての説明がこの資料5(参考)です。それぞれ審査委員会を設けまして審査を実施し、その結果を踏まえまして認可するものですが、次の(1)のところに今年の4月にできるものが4つ記載してございます。青い空の家は認可保育園の園庭の中にとりよりの用地を確保して別棟を建てて小規模保育事業を行うものです。それから2行目のららるー保育園は、保育ママから小規模への移行です。えにくすは無認可の保育施設からB型の保育施設への移行です。それからヤクルト経堂保育園は、事業所内保育所として認可する事業としては、区内で初めての事業になります。

それから(2)のほうは、28年4月以降になりますけれども、年度途中で認可する予定の事業でございまして、それぞれ工事等の事業の進捗で遅れておりました、なかよし子育てねっとは保育を行う予定の建物が検査済証がない建物ということもございまして、現在建築基準法に基づく用途変更と、建物の安全性を確認するための順法性調査を予定されておりました、そういう関係もありまして少し遅れるという状況です。高木保育園は保育室からの移行でございます。なかよし保育室も保育室からの移行でございますけど、こちらはマンションの一部を利用する形になっておりました、その工事の進捗で年度途中になるというものでございます。

それから3といたしまして、既に認可しているものの変更予定のものが書いておりました、かもめのいえの中の(かき)(もも)の区分がありまして、その定員を変更する予定です。次のページになりますけど、これは連携施設の確保の関係から定員を変更する内容でございます。それから、いくつか付けさせていただいておりますが、4月にオープンする予定の事業内容につきまして概要を示させていただいておりますので、参考にしていただければと思います。説明は以上です。

会長

重要なものだと思いますけども、何かご意見ご質問等ございますか。一応すべて審査会等で協議検討された結果ということで、最終的な承認ですので、そこを信じるしかないと私も思っておりますけど、何かご意見ございますか。

委員

少しピントがずれてしまうかもしれませんが、私立幼稚園の施設の方々のお考えを伺えればと思います。いろいろな数字の桁が大きいので、オール世田谷で解決していくべ

き問題かと思えます。私立幼稚園さんは待機児問題の解決への取組みにどのように関わっていくのか、なかなか難しいと思えますが、どういったご意見があるのか、直接関係ないかもしれませんが伺いたいです。

委員

認識している範囲でお話します。世田谷区内の私立幼稚園における取組みとしては、世田谷区独自補助の仕組みを活用した預かり保育の実施がございまして。それから私立幼稚園から新制度等で移行した認定こども園が若干、さらに、私立幼稚園の中で、新たに社会福祉法人を開設した幼稚園も若干出てきております。これらはちょっと別枠な事業ですね。多くの園で主体的に実施している取組みとしては、待機児対策に寄与するかどうか分かりませんが、後の議事でも出てきます私学助成と利用料で運営する預かり保育が挙げられます。ただ、この預かり保育は保育所のような長時間のものではございません。先ほどお話のあった働き方ということと、ワークライフバランスを含めた子どもと過ごす時間なども重視した取組みを展開する中で、私立幼稚園として、待機児対策に一部貢献できるかなということは考えております。後ほど、新しい預かり保育拡充のお話があると思えますが、それもひとつ新たな可能性と考えているところです。

私立幼稚園に関しては、お話に出ている小規模保育事業なども実施しているそうです。預かり保育の拡充や小規模保育事業の展開といったところが、待機児に関して私立幼稚園が取り組むことのできる可能性のひとつなのかなと思っています。

委員

この件はいろいろな部分と関連があって、後に回した議事4でお話する予定の、就学前における教育・保育のあり方検討会というのにも始まりますし、議事8では、今おっしゃられた預かり保育のこともありますので、そちらでもう一回改めて議論をするということにしたいと思えます。他にございせんか。

委員

新しく出来る新設の園については、去年から株式会社などがどんどん入ってくるようになって、参入に際しては、もちろん委員の方々が厳しく見てくださっていると思うのですが、現実には1年経ってどういうことになったのか、そういった振り返りも、何かの形でわかるといいなと思えました。

会長

他にはいいですか。この会議自体は今回で今年度は終わりです。そうすると1年の振り返りといったことが、当然どこかでなされるのかと思えます。年度が変わってからもよいので、是非お願いをしたいと思います。園の新設についてですが、世田谷はとにかく土地を探して、保育園を作っている状況で、昨年も言われましたけど、なかなか大規模な保育園を作れる状況ではないということで、小規模な保育園をいろいろ工夫して作っているところです。しかも今回初めて、事業所内保育の枠を一部、区民にも提供していただけることになりました。一般的に他の自治体では、3分の1ぐらい提供していただいているので、やや少ないなという感じはしましたけれど、これはいろいろ交渉の過程があったのだと思えます。

それで、一番大事なことは、そこで、世田谷の保育の質ガイドラインを含めた質がきちんと担保したサービスを供給していただきたい。いつも思うのですが、区民の本当に大切なお金を世田谷区に託しているわけで、そのお金を使ってする保育支援なので、その質が、子どもの成長発達を妨げることになっているようでは、とんでもないこととなりますので、そういう意味では、事業者の方にもきちんと、そのことをお話をさせていただいた上で、いろいろ問題のある事業者であろうと、その施設長なり職員がどういう保育をするかによって大きく変わってきますので、世田谷区でやるからにはそれだけの覚悟を決めていただきたいということ、申し上げていただかなければ困ると

いうことは思います。その上で、決定的に質の問題はありますけど、量的に足りない、先ほどの障害のあるお子さんたちの入所だとか、あるいは、その他のいろいろな保育を必要としている人たちに対する適切なサービスが提供できませんので、是非この事業の推進をお願いしたい。

それと、先ほど今年度の会議はこれで終わりだという話がありましたけれど、次年度については、何回か増やすということも考えていただくなり、あるいはもう少し自由にディスカッションしていただくような会を別途設けるといったことも含めてご検討いただきたいということを思います。世田谷区の都市計画等が、いろいろな形で変更等をしていて、よく言われていますけれども、私たちが職員と一緒に作り上げた事業計画は本当にこのままでいいのかということも、各地区の実態の変化もふまえて、利用定員のあり方も検証しなくてはいけないと思っております。ただ、今回できることではございませんので、是非次回以降、この問題についても適切な情報提供と、検証ということをお願いしたいということを申し上げておきたいと思っております。

区民の方々、特に来年度以降、保育に申込みたいと思っている方には一番ここが重要な問題だろうと思っておりますけど、これしかできませんので、本当に申し訳ないということをお願いして、次の議題に移らせていただきます。次に、小規模保育事業等の連携先確保のための送迎保育の実施についてです。よろしくお願いいたします。

(6) 小規模保育事業の連携先確保のための送迎保育の実施について

事務局

それではご説明させていただきます。世田谷区におきましては、待機児童が0から2歳までで95%以上を占めている状況でございます。待機児童解消につきましては、3歳以降の受け入れ先確保を前提に、低年齢児を保育する施設を重点的に取り組んでいく必要があると考えています。一方、3歳児の待機児もあり、そちらの解消も課題となっております。また、既存認可保育所の一部では3歳でも定員割れを起こすという事態が生じています。そのため、認可保育園への入園の申込者が、効率的に既存園の保育園を利用するための工夫が必要であるのではないかと考えています。

そこで、待機児童の多い低年齢児を駅周辺にある建物を活用して、まずは整備していく。それと、高年齢になった際、3歳以降には、園庭を含めた保育環境に恵まれている保育所に送迎する事業を実施したいというものでございます。区といたしましては、すでにある国や都の補助制度を活用いたしまして、送迎の保育を実施する事業者に対して、整備、運営費を支援していくというものでございます。現在1事業者より提案があり、審査を行っているところでございます。送迎保育の制度概要につきましては、記載のとおりとなっております。

1枚おめくりいただきまして、制度イメージのところですが、上の図のところは国の制度になっております。真ん中に低年齢児の保育施設、こちら小規模保育か低年齢児の分園を想定しております。そこに併設する形で送迎ステーションがあるというものでございます。こちらからバスで認可保育所を複数行くと、これが国の事業になります。一方、都の事業ですが、認可保育所を1つだけ連携するものが都の事業になります。送迎ステーションの運営イメージですが、認可保育所低年齢児をお預りする部分につきましては、0から2歳児のお子さんがこちらに登園していただきまして、そのまま1日過ごすということになります。送迎ステーションにつきましては、まず、送迎ステーションに登園していただきまして、これはイメージですけど、8時半ぐらいにバスで本園のほ

うに移動していただく。通常保育をした上で、6時半ぐらいを目途にバスで移動していただき、後は、送迎ステーションのほうで延長保育等を行って、降園していただくということでございます。実施にあたりましては、留意事項として他自治体でも言われていることですが、送迎ステーションで送ってしまえば、実際の保育園には父兄の皆様はいらっしやらないので、子どもの生活の場となる保育施設が縁遠くなってしまふ。こちらからは状況が把握できない。または、子どもの生活状況を報告する保育士と直接コミュニケーションが取りにくくなるということがございます。これよりもっと様々な課題があると思います。そういったところを今回の実施にあたりましては、まず、同一事業者で運営していただくことを想定しております。送迎に、二人添乗していくのですが、送迎先の認可保育所の職員、担任が必ず入るようローテーションでまわして、保護者と話をする機会をもうけるとか、保護者会には必ず出席するように求めていくとか、様々なものを事業者も検討しているところでございます。

次のページで、今後の事業展開ですが、世田谷区におきましては、他の導入されている市区町村、地方都市とは少し状況が違っておりまして、身近なところに保育園をどんどん整備しているところでございます。この送迎を使った園が、今から劇的に増えてくるとは考えてはおりません。エリアといたしましては、環状8号線の沿線、それと、西側のエリアで京王線と小田急線の間だったり、小田急線でいえば、多摩川に向かってのエリアだとか、そういったところでの事業展開は考えられるのではないかと考えております。待機児童数や施設の定員構成、欠員の状況、整備可能な物件が駅前に確保できるかとか、様々な要件が合致しないと、なかなか進められない事業かと認識しております。また、さきほどお話のありました、保育の質とお子さんの安全をしっかりと確保した上で、事業を進めてまいりたいと思います。留意事項、様々あるかと思いますが、是非、そういった確保をするためにどういった方法を取ればいいのかなど、ご意見いただけると幸いです。よろしくお願いたします。

会長
事務局
委員

これは具体的にいつから実施される予定でしょうか。

28年7月を目指しております。

私は1990年代に埼玉県でこの事業が始まったときから、保護者の相談に乗ったりしたことがあるのですが、それというのもある埼玉県の保育ステーションが始まったときに、希望者がとても多くなり、荷物が載らないから、園の側が週に1回は着替えを届けてほしいということを行ったわけです。保護者が、最初そんなこと言ってなかったのに何でそんなこと言うんだということで、苦情が私たちのところにドンと来たわけですけど、園の側に聞いてみると、実は保育園と保護者のコミュニケーションが非常に薄くなって、いろいろなことがうまくいかないのだということを私にお話になったことがあったんですね。最近はドライブスルー方式と言って、荷物と子どもをポンと保育園の入り口に置いて預けて、帰りも子どもと荷物を受け取って帰るのが便利であるかのように、保活をする保護者の間で言われていたりすることがあるのですが、私はそうではなくて、保育室に入って、子どもの生活を感じる、作ってあるもの、拾ってきたどんぐりなどを見て、親子で情報を共有する、保育園の取り組みを知るということが、結局は親自身の安心につながってお徳なのですよということをネットの連載で書いたことがあります。ここに十分その課題は書かれていると思いますが、それを最初に保護者へきちんと伝えて、この課題を保護者と共有しておかないと、保護者はやはり、何でせっかく便利にしたのにそんな不便なことをするのかという受けとめ方になってしまうの

で、保育園がどういう気持ちで保育園のことを知ってほしいと思っているのか、親子にとってどういう意味があるのかということを経営者に伝えることが不可欠だと思います。こういうの便利で、すごく効率的だからいいやで、どんどんいろいろなやり方で広げていくのではなくて、保護者支援という意味でも次善の策であるという認識は持っていたきたいなとは思っております。幼稚園は送迎を普通にやっていますけど、保育所というのはとても保育時間が長くて、保護者、家庭は保育園に多大に依存しておりますので、そういう意味でも相互理解というのが非常に重要だと思います。

委員

全くそのとおりだと思います。先ほどの世田谷版ネウボラの話の中でもありましたが、妊産婦、新生児を抱えた母親が、どこでどういうふうに保育を知り、保育とつながるか。そういうところで、保育というのは相互作用であり、親と子と保育者がお互いの相互的なかわりのなかで、命が育まれていく。そして、その保育の文化や価値はどこにあるのか、そういう話をいろいろな出会いの中で培っていくものであり、さあ入ろうといったときに、できるだけ便利にというのは、少しそぐわないですね。効率的に0から2歳の受け皿を作り、利用するというのは保育の充実という意味ではとても大事なのですが、これは、ある意味では必要悪だと思います。できるだけ子どもの園で親も子ども共にいられるのが本来だけど、でも、こういうものを作らなくてはならない事情があるので、そこは本来ではない。本来は園の中で共にいて、そして0から6歳までの年齢の連続性というか、共に小さな子どもと一緒にいることが、お互いにすごく影響しますし、保護者も大きい子どもをもったお母さんと、赤ちゃんをもったお母さんがお互いにやり取りできるような、そういうものがふさわしいと思います。でも、これを導入せざるを得ないという中では、親とのかかわり、保育者とのかわりだけでなく、その地域も含めて見守り体制をしっかりとやってほしいと思います。そして、バスも事故もあるし心配ですね。重々承知でしょうが、そこは配慮していただきたいと思います。

委員

今担当しているのは、保育計画・整備支援担当課ということですが、スタートすると部署が変わって保育課の担当になると思うので、作っていたものの部分をきちんと引き継いで、事業者にも全部お任せではなくバックアップしていく必要があると思います。最初の事例なので丁寧をお願いしたいと思います。

会長

このステーションのことについては、これを見たときに、5地区の駅のステーションがありますよね。もともとステーションがあるわけで、あそこをどういうふうにするのかということをもっと抜本的に考えないといけないのではないかなと思うんですね。既存の施設があるわけで、そこが本当に有効に機能しているのか、ここは障害の子のステーションになっていたり、地域の子育てステーションになっていたりするわけですが、抜本的にそのあり方を含めてご検討いただければと。先生のところやっていますよね、どうですか、このへんとの関係というのは、何か考えられないのか。同じようなものが整備されていくような気がするのですが。

委員

既存の子育てステーションとはまったく違うものという認識で、子育てステーションというのは、駅に併設されていたり駅に近かったりするの意味合いで、機能は別ですので、そこに通っている方は全く問題がないと思います。この問題というのは、今、沢山整備してきているのだけれども、地域によっては需要と供給のバランスがとれていないということだと思います。例えば、砧地域ですと、宇奈根のほうは非常に交通の便が悪いので、そこに入れますと言われて行ってみたら、すごく自分の家から遠いところも入ってきてしまうんですね。とにかく希望をたくさん書いてくださいというので、

とりあえず書くのだけれども、そこになったときに実際に行ってみたら通えない、自転車でも行けない山坂がある、そういうことがあるので、その部分をバスを使ってやりましょうという発想かと思いました。だから、単純に利用者の方に幼稚園がやっているようなバス送迎をやってあげますとは、少し違った面もあると理解しています。だからステーションに人を集めてそこから連れて行くというようなものですか。

会長 基本的にはその形ですよ。埼玉で実施されているステーションで子どもを預けて、そこから本園まで連れて行くという形ではないのですか。

事務局 基本は一緒です。20名程度を今想定していますけれども、朝に来ていただいて、ステーションで待機して時間になったら、一斉にバスに乗っていただいて本園に行く。

委員 それは理解しています。言葉が重複しているので勘違いしやすいのだけれども、その送迎ステーションを、今おこなっている子育てステーションで実施するとなると、少し話が違ってくると思います。子育てステーションで、さらに20人を集めてとなると、今の利用者だけでも満員状態なので、場所的にも難しいと思います。バスを使ってやるとなると、例えば幼稚園がやっている送迎は少なくとも3歳以上のお子さんを集めるわけですよ。保育園の場合は0～2歳も入ってくるわけですよ。0～2歳もバスで送迎する形になるのでしょうか。

事務局 3歳から考えています。

会長 いずれにしても、既存の子育てステーションがどういう役割を担うのか、子育てステーションだけではなく地域子育て支援の場所はどうかあるべきなのか、私は抜本的に検証してみる必要があると思います。そして、保育施設が不足しているときであっても、当然子どもは預かりものではなく、1分1秒たりとも子どもたちにとっては大事な時間なので、荷物を預かるみたいに箱に入れてそこはあなたの場所よ、というわけにはいきません。そこはきちんと保育が保障されないといけないわけですよ。なので、その時にいったいどういう場が適切なのか、あるいはそこでどういう保育が行われていなければならぬのかということをごきちん検証していただきたいと思います。その上で、送迎ということについては、私は1つのやり方としてはありだと思えます。別の自治体で調査をしたこともありますけれども、保護者の方も子どもが、例えば駅前で空気の悪いところにずっといるよりは、もっと穏やかで静かな、なおかつ子どもたちがうれしい遊び場があって、外遊びがきちんとできる場があれば、それに越したことはないわけですよ。だから、前向きにこの問題を捉えて、子どもの育ちの環境としてどういうふうを整備していくのが良いかという視点で考えていただきたいと思います。3歳以上の子どもであれば、おもいっきり遊べるような場が必要であるので、そういった場をきちんと保障する。その結果、駅から遠い場所になったため、保護者の方たちの便をよくするために、こういったステーションというものを新たに設ける。預かりものの便利を良くするためという発想はやめていただきたい。子どもの育ちを最優先するための保育整備の場所であるので、是非そのことについては抜本的な検討をお願いしたいと思います。それでは続いてですが、保育の利用調整基準の見直しにかかる課題の整理についてお願いいたします。

(7) 保育の利用・調整基準の見直しにかかる課題整理について

事務局 それでは資料7をご覧くださいと思います。今回はいわゆる保育入園のポイントの付け方につきまして、課題を整理いたしましたので、そのご報告を行いまして、ご意

見を頂戴したいという趣旨でございます。区民の方からは、その主旨にも書いてありますとおり、いろいろなご意見を頂戴しております。それは、メールや手紙、あるいは電話で私は入れなかったのですがというご意見を一番多く頂戴しておりますので、そういうことも踏まえながら、時代の変化というのもありますので、区といたしましては検討していかなくてはならないと認識しております。もし間に合うものがあれば、来年度の途中からでも変更したいという思いもあります。見直しにかかる課題ということで、今回は6つ、挙げさせていただいております。

まず1つ目が、第3子以降の保育の優先利用ということで、これは現在、国でもひとり親については、新制度が始まる時から優先利用の項目として挙げられていたのですが、今回、ひとり親のみならず、多子世帯への支援というのが打ち出されております。そういったことを検討する必要があるのかどうかということで、現状としては、兄弟姉妹がいる場合は、同じ保育園になるべく通園してほしいというのがございまして、5ポイント加算しております。そのあつかいを2人目、3人目、4人目となった場合、いろいろなやり方があると思いますけども、検討する必要があるのではないかと思います。

2つ目が育児短時間勤務等に関することございまして、これは非常に複雑な問題が入ってまして、簡単に申し上げますと、今、育児短時間勤務という制度が世の中で普及しておりまして、標準的には子どもが3歳までは取れるようになってきていますが、就学前まで取れる所もだいぶ広がってきております。一部の企業では小学校3年生まで、育児短時間勤務を取って、子どもといる時間を長く取って子育てをがんばってくださいという社会的な制度が広がってきているわけですが、それを入園のポイントとなってくると、通常フルタイムだと50点というポイントがつくのですが、もし、育児短時間勤務を4月から取得する場合は、1時間、2時間短い勤務になりますので、基準通りにつけてしまうとポイントが45～40点ということで、だんだん下がっていくわけです。そうすると、契約上はフルタイムの勤務となっているわけですが、実態に合わせてポイントをつけると、今の世田谷区の状況だと保育園に入れないという状況になってきますので、これまでは本来の勤務時間でありましてフルタイムの時間に合わせまして50点というポイントをつけて入園の選考を行うというやり方をしています。その際、入園申込書に、最後の5歳クラスになったときに、その育児短時間勤務を切上げて、フルタイムに戻りますという約束をしていただく欄があるのですね。それをさせていただいた上で、少なくとも最後の1年間はフルタイムに戻るからということで、50点フルタイムの点数をつけて選考をしているというのがございます。それを前提にしますと、5歳になったときにまだ育児短時間勤務を取っている方がいた場合、退園していただかなくてはならない仕組みになっています。実際問題、毎年何名か該当する方が出てきております。お子さんの育ちということも考えまして、退園と同時に入園の申込もしていただくので、実質的に退園をする方はいないわけですが、制度としてはそれは残っているという状況でございますので、このへんを検討課題にしていかななくてはならないということで挙げさせていただいております。方策としてどうするのかということで、やり方として3つ書かせていただいておりますけれども、このほかにもいろいろな考え方があって考えております。

次が、保護者のいずれかが未成年である場合の優先利用ということでございます。これにつきましては、現在の指数の利用基準等には具体的には示してなくて、利用基準7のその他の「前各号に掲げるもののほか、区長が明らかに保育が必要と認める場合」

を適用させていただいております。総合支所の生活支援課や健康づくり課からの意見を踏まえケースごとに判断して、本当に保育が必要になるケースがある場合は、これをつかって入園を決めている状況でございます。

次が同一指数世帯の優先順位ということで、同一指数になった世帯がある場合は、平成22年からは、第1段階というのは今回新制度の関係で新しく作ったものですが、これまでの7年間では第二段階で、利用基準指数の高い世帯ということになっていまして、ここではあまり差がつかずに、第三段階の階層低位順ということで、税金の税額の少ない世帯から優先するというやり方を取っております。ここが次の第四段階の、いわゆる有償受託期間の長い世帯を優先したらどうか、実際、平成21年までは、第三段階と第四段階は逆転していたわけですけれども、平成22年に収入が低い世帯を優先するような形に変えておりまして、これは引き続き両方からご意見をいただいておりますので、大きな課題と考えております。

次に、配偶者及び同居祖父母の疾病等により介護が必要な場合の優先利用ということで、これは最近よく取り上げられていますダブルケアやトリプルケアの世帯につきましては、保育の利用基準の点数のつけ方でいきますと、現在は両親合計で100点を越えるような点数のつけ方をしておりません。ですから、晩婚化が進んで、高齢者の介護や他の難病等の疾病の介護と子育てが重なってしまう世帯が実際問題として発生してきておりますので、こういった世帯の指数のつけ方が大きな課題ということでございます。

それから6番目といたしましては、保育所近隣に居住する住民の保育所への入園に関する優先利用です。子ども・子育て支援事業計画に掲げている目標を達成するには、あと4,000人程度の定員を確保する必要がありますが、その場合、50から60の新たな認可施設を作る形になります。世田谷区の町がだいたい55ぐらいあるので、平均すると1つの町に最低でも1つは認可保育園を作らなくてはならないという状況になります。認可保育園は当然ながら、歩いていける、あるいは自転車で少し乗れば通園できる範囲の保育園に入れるというのが理想的なのですが、今現在の状況を見ますと、必ずしもそうはなっていません。整備を進める際に、住民の皆さん、あるいは町会の皆さんからも、近所のお子さんが入る場合に加点していただくと非常にありがたいとの意見をいただいております。当然ながら騒音の問題や、交通の問題などがあるのだけれども、近隣の子どもが優先して入れるのであれば積極的に賛成するといった要望書をいただいている地域もございますので、こういったのをどういうふうに考えていけばいいのかというのが課題であると考えております。いろいろな意見を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

会長 これについては、今日ご意見を頂いて、最終結論は出なくてよろしいでしょうか。

事務局 はい。今日は時間も足りないと思いますので、またご意見を別途いただければと思います。

会長 それでは今は、簡単なご意見とこういった問題も議論する必要があるのではないかと
いう提案程度にとどめさせていただいて、詳細なご意見は担当部署にお話していただく
ということにさせていただきたいと思っております。いかかでしょうか。

委員 ここに出ているいくつかの課題は、本当にそのとおりだと思いますが、もう1つ、保
育士不足の中で、保育士の子どもも優先に入れるというのも考えていただきたく思いま
す。保育士不足というよりは、本当は賃金の不足だと私は思っているのですが、とに
かく人手がない中で、保育士が当施設に申込みことも多いのですが、やはり入れてあげ

られないというのがあって、本当に心苦しいのですね。この方が復帰できたら何人が助かるのだらうと思うので、やはりそこは検討していただければと思います。

会長 他にはいかがでしょうか。

委員 簡単なお質問なのですが、このいくつかの課題の中で、質的にはそれぞれ大事だと思うのですが、もっとも区民の方々の保育所優先の影響度が大きい課題はどれなのか。

事務局 一番影響が出てくるのは、(4)の同一指数世帯の優先順位。これを例えば認証保育所等に預けていた期間が長い人を優先するという形で、現在の第四段階を昔みたいにひっくり返しまして優先するような形になってきますと、例えば、認証保育所、保育室あわせまして2500人ほど利用されており、その中の8割ぐらいの方が認可に申込みしていますので、分量的にはここが一番影響を与えるかと思っております。後、(2)の育児短時間勤務に関することは、知らないうちにチェックをしましたという方もいらっしゃいまして、驚くケースも多いのですが、これは個別には大きな影響を与えると思いません。

委員 質問してもいいですか。有償で預けていた期間のことで、0歳児クラス申込みの場合の点数を6点から5点にするというのもすでに始まっていると思うのですが、その影響というのはどんな状況だったのか伺ってもいいですか。

事務局 今、選考の結果を来週の28日に通知する予定にしております。まだ、十分全体は分析しきれていませんが、0歳児の方が109点で並ぶのです。従来は認証保育所に預けていた方は6点なので、一部メール等で自営業で育休制度がない、サラリーマンの方にポイントで勝つために、せっかく6点ももらって合計110点にたくて認証に預けたのに、109点しかなくてサラリーマンに並ぶということで一部苦情はいただいているのですが、たくさんの方からいただいているという状況ではないのですが、今年の発表後のご意見の中でいろいろ出てくるのかなとは思っております。

会長 他にはよろしいでしょうか。それではこの問題はこれからの議論ということですので、是非皆さん積極的な意見をお寄せください。特に、私もいろいろな自治体で入所基準の見直しということをやってきましたけれども、やはり保育施設というのは、具体的には認可保育所等につきましては、これは児童福祉施設としての機能を果たさなくてはならないという大きな役割があります。もちろんそれが、子どもの発育・発達というようなことで、教育的なところの機能というものと協働していくものであると思うわけですが、児童福祉施設としてどのような役割を世田谷区の中で担うのかということ、量的に整備されるまでは、十分に保障しなければならないので、入所基準というのはそこに係わってくるだらうと思います。是非、ご意見等を頂戴しながら、世田谷区にふさわしい入所基準となるようにご協力いただければと思います。この問題につきましては、今後議論していくということでどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、私立幼稚園における預かり保育の拡充ということでお願いいたします。

(8) 私立幼稚園における預かり保育の拡充について

事務局 それでは資料8をご覧くださいと思います。これは私立幼稚園等ということで、私立の認定こども園も含むということなのですが、預かり保育の拡充を新年度より実施していきたいという内容の報告でございます。主旨に書いてございますように、私立幼稚園では今現在、いろいろな形で各園、預かり保育を実施していただいているわけなの

ですけど、幼稚園を利用されている保護者の皆様の中でも、保育ニーズが多様になっていたり、高まっていたりします。幼稚園で預かり保育を実施していただくことによりまして、保育待機児童対策にもつながるといこともございまして、見直しを行うとしたものでございます。2に区の独自事業の見直しと書かせていただいておりますが、これは、平成10年から、通常、私立幼稚園は私学助成と保育料を元にして、後は園の持ち出しということで預かり保育を実施していただいているのですが、一定の時間と一定の期間をやっていただいているところには、区として上乘せをして補助を行うという制度を作ったものでございます。それを「仮称A型」になってはいますが、標準的なタイプとしては、11時間以上やっていただくケースについては、区として上乘せをするという仕組みでございまして。今回、保育料の部分と補助額のところを見直しさせていただいた結果、これまで7つの園でしたけれども、1園増える見込みでございまして。補助額も大幅に増やすわけではないんですけど、少しでも補助額を増やして安定的な経営ができるように、それから保育料につきましても、ある程度経営上、不足するところは保育料の負担をしていただくことによりまして、より安定的に預かり事業が出来る形で、制度設計を少し変えさせていただいたというのが2(1)でございまして。

それから2(2)は、多くの幼稚園で預かり保育をやっていただいているのですけれども、曜日や日数、時間がなかなか園によって違っておりまして、標準的な(1)は出来なくても、それよりも少し短い時間、それから三季休園というのが幼稚園にはありますけれども、その中でもあわせて30日以上の間をやっていただく場合は、仮称B型ということで、準標準的な形も、今回用意させていただきまして、1園ご協力いただける見込みになってございます。

それから、3の国事業である一時預かり(幼稚園型)でございまして、保育時間や保育料につきましても、記載のとおりとなっております。補助額は国の単価にはなるのですが、実績に応じて補助が出る仕組みにはなっているのですけど、これは現在の私立幼稚園の実態からすると、取り込みにくい事情がございまして、その大きなものが私学助成が受けられなくなることで、専任職員を配置しなくてはならないということで、午前中の幼稚園で保育をやっていて先生が午後預かり保育が出来ない仕組みになっております。この2点を中心に、今の幼稚園の実態と合わないところがありますので、これは待機児童が多い世田谷区といたしましては、国に対して補助の仕組みの変更等も引き続き要望してまいりたいと考えているところでございまして。雑駁ですが説明は以上でございます。

委員

私立幼稚園は私学助成と保育料で運営をされており、この中で自分たちで独自の教育ないしは保育、預かり保育を含めた子育て支援を行っております。本当のところというところ、なかなか待機児童を解消することに貢献をしようという発想自体が、まず少ないというのがひとつあって、社会的な地域の中で待機児童に対して貢献していこうという気持ちや姿勢の醸成というところから始めなければいけないというのが、まずファーストステップということでご理解いただきたいと思います。

続いてこの中で、世田谷区私立幼稚園協会ならびに世田谷区といろいろご相談をさせていただき中で、先ほどご説明がありましたA型に関しましては、ほぼ世田谷型預かり保育のスペックに近く、土曜日までやっておりますので、休業中もやっているということで、ほぼ幼稚園型認定こども園に近い形のスペックとなっております。そして3の一時預かり事業(国事業)も先ほどご説明がありました、私学助成がカットされてしま

うことや、1回の単価の安さで、なかなか私立幼稚園が参入していくのは厳しい状況にあるということです。

そのあたりをいろいろと検討したところ、言葉は悪いですが折衷して出来たのが、(2)の私立幼稚園預かり保育(B型)でございます。先ほど利用調整のお話もございましたけれども、私立幼稚園で働いているお母さんは、だいたい勤務時間が7時から8時間というところで、お話を伺っております。9時に登園をして、保育が終わって、教育のコア部分が終わって、子育て支援部分の預かり保育が5時までとなると概ね8時間ということで、お勤めの状況にもよりますけれども、8時間で先ほどから出ているような働き方というところを選択していく親御さんにとっては、少しずつそこがカバーできていく内容に近づいていると思われま。まだまだ不足ですが、B型においては8から10時間がレギュラーの月から金で行われて、プラス3季休園中の30日以上ということで、だいたい9時から5時までの時間帯が160日+30日、190日前後ということで、これは、私立幼稚園にとっては、微々たる物かもしれませんが、拡大ということになっておりますので、そこが今ここに示させていただいている要綱のとおりでございます。幼稚園協会におきましても待機児への対応につきまして、また、預かり保育、子育て支援の充実、拡充ということにつきましても、今後、各園の設置者、園長さんへのご理解を少しずつ取りつけながら、できうることは進展させていこうと考えております。以上です。

会長

ありがとうございました。私も昨年、世田谷区私立幼稚園協会でお話をさせていただいたときに、場さえあれば協力できるという発言があった幼稚園もありましたし、幼稚園も保育園も一緒に地域の世田谷の子どもたちの成長、発達を促していくという意味では、同じ対象者に対して働きかけをしなければならぬわけですので、親たちはこの世田谷区の中で子どもたちの幼稚園、保育園の整備状況や、中身によって自分たちが望む子育てのあり方ということを実体化していくわけですので、是非そこは一体的に考えて、子どもたちの育ちの場というものの整備に向かっていただきたいなと思います。

そういった意味で、続いてなのですが議事4に戻りまして、世田谷区の就学前における教育・保育のあり方検討の報告です。この会議では、一貫してここを具体的に考えていくという意味で議論をしてきていますので、そこを是非知っていただきたいと思えます。それでは議事4の報告をお願いします。

事務局

世田谷区の就学前における教育・保育のあり方検討につきまして、説明をさせていただきます。A3版の資料をご覧ください。背景でございますが、子育ての不安感や孤立感、あるいは子どもの育ちの課題など、こういった課題がありまして、今、人間形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の重要性がまた高まっている状況でございます。またこれまでの世田谷区内の幼稚園、保育園が培ってきた幼児教育、保育を今、一層充実、発展させる取り組みが必要になってきていると思っております。区ではこれまで保育の質の向上など福祉の視点での施策などを取りまとめてきておりますけれども、区立、私立幼稚園及び保育園が行う幼児教育そのものについては、今まであり方については整理がされてきていない状況でございました。今般こういったことも踏まえまして、世田谷区の幼児教育のあり方、方向性について、ここでしっかり考えていく必要があるのではないかと考えております。

次に、世田谷区の乳幼児の状況及び就学前における教育・保育等の課題をご覧ください。特徴といたしましては、まず、世田谷区におきましては、全体の6割の乳幼児が保

育園もしくは幼稚園に在園している状況がございます。またその内3歳から5歳児をみていきますと、9割のお子さんが保育園もしくは幼稚園に在園をしているということになります。それから保育待機児対策では、保育施設の整備を進めている関係で保育園への在園率が増えてきてはいますけれども、3歳から5歳児で見えていきますと、依然幼稚園の在園率が高い状況でございます。そして約85%の子どもが、現在区立小学校へ入学をしているという実状がございます。

こういった乳幼児の状況を踏まえて、世田谷区の就学前における教育・保育の課題をここに何点が挙げております。ひとつとしては小学校への円滑な接続、それから区立小学校と区立、私立幼稚園、保育園間の情報共有の場や連携の必要性があることです。それから、昨今叫ばれております、保育士不足あるいは幼稚園教員の若手教職員の比率が高まっていることを踏まえて、教育、保育の質の向上を図るための新たな仕組みでの保育士、幼稚園教諭の養成、育成するシステムの構築が必要だと考えております。また先ほどお話のありました配慮の要する子どもも含めて、全ての子どもが安心して幼稚園、保育園で生活が送れる環境整備、こういった部分も今後しっかりと考えていかなければいけないと考えております。それから幼稚園や保育園の保護者あるいは、家庭で養育されている保護者に対する家庭教育の支援も課題として考えていかななくてはならないと考えております。養育状況等の課題を踏まえまして、世田谷区における幼児教育のあり方、理念、目標等、またその理念、目標を踏まえた私立幼稚園、保育園に対する支援や保幼小の連携の推進、人材育成などについて検討していきまして、来年度、世田谷区の幼児教育・保育推進ビジョンというものをしっかりと作成していきたいと考えております。

今、教育委員会のほうでは、予定では平成33年度ですけれども、新教育センターを作る構想がございます。今回、この新教育センターの中に幼児教育センターと、幼児教育の機能もしっかり組み込んでいこうという構想がございます。今言ったビジョンを実際に推進していく中心的な役割を幼児教育センターが担っていくイメージで、ビジョンを作っていきたいと考えております。今後、策定については、今年の4月から来年度1年間をかけて作っていきたいと考えておりますので、この間の検討状況については、また子ども・子育て会議においても情報提供させていただき、委員の皆様方のご意見も頂戴しながら進めていきたいと考えております。説明は以上でございます。

会長

この教育・保育のあり方検討会は、教育委員会が管轄する部署でスタートするという事で、子ども・若者部と共同でやっていくことになるのですが、このあり方に対して私も別の会議ですでに要望を挙げておりますけど、皆さんの中でもこのあり方について、是非ご意見を頂戴できればと思いますけど、いかがでしょうか。

委員

幼稚園の通園率がとても高いわけですが、幼稚園、それから子育て支援、0・1・2歳の家庭での養育のところの支援が、日本のどこでも何十年もそこが中心だったわけですけど、そこから保育園のところで、今、0・1・2歳の待機児がとても多くて、保育というものが非常に重要視されてきているわけですけども、0・1・2歳のところの保育をどうするかということが、世田谷だけでなく日本中の課題になっております。その時に子育て支援で積み重ねてきた、保護者支援についても、子どもが安全安心できる環境づくりにしても、そういうものと、保育園の先生方たちが0・1・2歳の保育で積み重ねてきたものと、幼稚園の先生や教育の場で子どもが育つこと、子どもを教育することという根っことなる0・1・2歳の保育、子育てをどういうふうにつなげていくか

ということが、とても大きな課題なので、0・1・2歳の教育、そのところをいろいろな方々の力と知恵をあわせて世田谷で是非、構築していただきたいなと思います。

委員

1ページ目の左下のところに、ここでいう幼児教育とは、ということで定義づけがされていて、幼稚園教育要領や保育所保育指針に示している5領域に関わる目標を達成するために就学前の子どもを対象に幼稚園や保育園が行う保育とするというふうに書いてあって、これがすごくいいなと私は思いました。このところが今、分断されていて、国でも、子ども・子育て支援法でも、分断されてしまっています。例えば幼稚園の中の取り組みと保育園の中の取り組みというのが、一緒にならないということが大きな問題だと思っているところです。そのゆがみというのが、政策の面でも、国でも出てきていると感じています。今度、保育所保育指針の改定というのもあって、幼稚園の先生方もそこに入って一緒にやっている取り組みがありますので、全部5領域に関しての幼児教育ということで、保育園、幼稚園ということではなくて、教育委員会がやるということでありながら、子ども・若者部と密接な関係を持ちながら、今おっしゃられたように、0・1・2歳からも含めて、世田谷の子どもたちをどうするのかということで、政策を考えていただければと思いました。

委員

世田谷区のほかの場面でも申し上げていることなので、もうすでに十分ご承知おきのことかと思いますが、やはり子ども・子育て会議の中で議事録に残ることなので、もう一回ここで申し上げておきたいと思います。世田谷区の子どもたちの教育というものをここできちんと捉えなおして、具体的な策を講じていきたいというこのセンターの機能の目的があるならば、もう全世界的に幼児教育が3歳から5歳という捉え方は既に古く、0から6歳、それがさらに小学校につながっていくという、生涯教育の中でこの時期を捉えていくという考え方が、すでにあたり前になってきています。そういうことを認識している中で新たに作るのであれば、乳幼児教育というところの「乳」という、幼児教育の元になっている部分、要するに発達の段階では0からの育ちというものがあって初めて、3から5歳の学びのところに行くのであり、そこが元になるからこそ小学校の教育というものが成り立っているのだというわけですから、これは是非、その視点を明確にしてもらいたいです。その上でまず第1段階として、この幼児教育からスタートする、私たちの中にはこれだけの視野があるということをお記した上での新教育センターであってほしいということ。お立場やお考えは承知しておりますけれども、これは是非、子ども・子育て会議の議事録に載せておいて、何年か後には必ずそこにいくんだということをしていただきたいと思います。

それと同時に、ここで3歳から5歳は特に幼稚園の在籍率が高いということが書かれていますけれども、高いといっても80%、90%ではないですよ。たかだか60%で後の30%は保育園、そしてそこが今後増えていくわけですよ。それを考えたときに、幼稚園だ、保育園だというわけ方はもう古いと私は思います。ですから、そのように分けて考えるのではなく、もう一歩上の見地に立って、世田谷の子ども全体という意味合いで考えていくことを明確に打ち出したほうが私はいいと思います。全ての子どもが質の高い教育、保育を受ける権利があるのだ、同じなのだということを明確に打ち出していきたいと思います。

会長

この問題についてはいろいろなところでたぶん議論が進んでいくのだろうと思いますが、基本は先ほどのネウボラの話にもありましたように、妊娠や妊娠末期のと

ころからずっと子どもが育つというときには、環境が非常に重要な要素としてあるわけです。そういった意味で教育というのは、子どもの育ちのなかで最初のところから一貫して流れるものですので、一定の時期の学校教育を指すのであれば、家庭教育、生涯教育なども含めた形で全体を示した上で、今回は幼児教育の部分についてそういった位置づけをしていただく。しかし全体のところについては、妊娠、出産、子育てというところの視点をはずさないでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

そしてまたこの議論が進んでくると、前々からここで議論しなければいけないと言っている認定こども園問題ですね。ここをどういうふう to 今後世田谷区が進めていくのかというところにも、大きな示唆を与えていただけるものになると思いますので、是非よりよい議論につながるような議論をお願いしたいと思います。

それでは最後ですが、議事9の「子ども計画及び子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について」報告をお願いします。

(9) 子ども計画及び子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

事務局

最後になりますが、子ども計画及び子ども・子育て支援事業計画の進捗状況についてご報告いたします。資料9になります。まず教育・保育事業の確保についてご説明いたします。幼稚園等について平成27年度の実績見込みを記載しております。こちらは平成28年4月1日時点の定員見込みを記載しております。現時点では確保内容に対しての実績が251人不足という見込みになっております。また、区立幼稚園が1園減となっておりますが、多聞幼稚園が区立の認定こども園に移行したためでございます。また多聞幼稚園は、認定こども園(区立)の欄に計上しております。認定こども園(私立)は、野沢こども園、羽根木こども園、円光院幼稚園、昭和こども園、4園の合計を記載しております。また、新制度に移行しない幼稚園が2園減っておりますのは、昭和幼稚園の移行と、ファチマのマリア幼稚園の廃園のため、マイナス2となっております。

続きまして裏面をご覧ください。保育所等につきましての状況でございます。定員の増減がある場合は、子ども・子育て会議で意見を聴取することになっており、本日の議事5でご審議いただいたところでございますが、平成28年4月1日時点では、表の1番上に全地域の合計を記載しております。すべての年齢の合計の確保数は、2号3号合わせた数が16,837に対して実績が15,925となりまして、912の不足が見込まれております。この不足分をふまえて、今後施設整備に取り組んでいく予定でございます。

続きまして資料9(2)ですが、こちらは子ども・子育て支援事業の進行管理表でありまして、法で指定されています13事業の計画状況についてお示したものでございます。子ども計画第5章に数値目標を掲げている11事業について、目標値と実績を表に表したものです。まず、1の利用者支援事業は5地域にある子ども家庭支援センターに加えて、ひろば型中間支援センターと烏山地域のひろばで実施を始めたので、2か所増えております。続いて7の地域子育て支援拠点事業(ひろば事業)ですが、羽根木プレーパーク内のそらまめハウス、子育てひろばぶらんこ、成城つくしんぼ保育園内のけやき広場の3か所が増えましたので、44か所となっております。8の一時預かり事業につきましては、幼稚園と幼稚園以外に分けて掲載しております。幼稚園の一時預かりについては、先ほどの議事でも私立幼稚園における預かり保育の拡充が報告されたところですが、私立幼稚園にご協力いただきまして、確保の内容を上回る実績となっております。

ります。また幼稚園以外の一時預かりと10の子育て援助活動支援事業については、7月から始まったファミリー・サポート・センター事業の11月現在の実績を載せさせていただきます。実績につきましては5か月の合計が9,921であり、事業開始後、順調に運営していると思われま。その他の事業については、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして資料9(3)をご覧ください。こちらは子ども計画の進捗について、事業の進捗状況を計画の体系に沿って記載しているものでございます。実績欄に27年度末の実績を載せておりますので、後ほどご覧いただければと思います。以上駆け足ですが、計画の進捗状況についてご報告いたしました。

会長 今この会議の大元になっております計画の進捗状況についてお話がありましたけれども、簡単な質問でしたらここでお受けして、ご意見等たまわれればと思いますがいかがでしょうか。

委員 13事業の評価というのはどこでやるのですか。

事務局 中身についてですか。中身についても議論いただく場を持ったほうが良いということですね。検討させていただきます。

委員 利用者支援事業で出てくる質問ですとか、これからネウボラで子育て応援の方が受けつける質問や、あんしんすこやかセンターで出てくる質問など、そういう区民の方々の複合的なニーズや課題というものを個別だけではなく統合して共有化したり話し合われる場や、それが、それぞれ計画にフィードバックしていくというのはあるのですか。

事務局 地域包括は地域包括で共有・フィードバックの仕組みを設けております。しかし、ネウボラの検討を進める中で感じたのは、すでに重なって連携する仕組みがあるんですね。ネウボラは保健師・母子保健コーディネーターが中心でありますけれども、利用者支援、児童館でも様々な相談を受けて、それぞれの意見を集約しないとネウボラというのは成立しないと思っておりますので、どこかの場では、それぞれの縦割りの中でも、例えば地域包括の中で子どもや若者の課題が出てきたら、それを集約してネウボラチームで共有するというそういう場もやっていかないとはいけません。

委員 横浜市の話で恐縮ですけど、戸塚区だと育児も介護もやっているような人たちのケース会議が、高齢の介護保険側の担当部署でストップがかかって、育児が混じっているケースはケア会議にのせないだとか、神奈川区だと、下からあげてくるのだったら、高齢と子育てと混じっているのだったらケースでやろうとか。世田谷区は各地域で連携しながらなさっているので、何かエリアによって複合的な家族課題が、支援者の方々が共有して支援につなげたりするような、状況や仕組みや道筋や権限とかが、横浜では結構違うので、政令指定都市だと世田谷区とは全然違うとは思いますが、ちょっとその辺りを今後の課題として伺えればなと思います。

会長 よろしいでしょうか。次回、来年度、会議の回数をどうするのか、あるいは、少し評価の話もありましたけれども、利用者というのはどこに相談に行くのかについては、一番身近なところに、あまりハードルの高くないところに相談したい。そして、適切なサービスがそこから返ってくるようなところに相談したいと思うのは当然の話なので、その重なり合いの部分をどういうふうに支援につないでいくのかということを行行政なり、専門家集団がそこを捌いていかなければならないわけですね。そこで、サービスが広がれば広がるほど、捌き方のところに質が問われていくということになるのではないかと私は思っております。一番私たちが注意しなければいけないのは、そういった軽いと思

われていた相談の中に非常に重い生活課題が潜んでいる。そこをつかみきれる力を一番軽いところでも持っているかどうか。あるいは、支援が日常的に行われているところできちんとそういったものを拾い上げるような仕組みが出来ているのかということが問題になってくるわけです。今まで見えてこなかったのであれば、ある意味では行政が関わりきれなかったで済むことが、関わって問題が深刻化していくということは避けなければならないわけですね。

私たちが地域包括で子ども支援も具体的に展開しているような自治体に訪問させていただくと、そこで問題になってくるのは支援の質が問われているのです。そんなことをいまどきやっていたのか、という状況が次々に明らかにされていくわけです。それはやはり、実践というのが、お任せして行われていた、そしてそれを甘んじて受けなければならないような福祉サービスの状況がある。これは一方で真実なわけで、そうではない、本当に子どもが育つべき支援という場合は、こうあるべきだというふうなことを私たちは、ずっと考え続けてそれを具体化するための会議でなければなりませんので、是非今後、じっくり時間も取っていただいて、これだけのメンバーが集まっているわけですので、集まっていたいて人にきちんと発言していただくということも、私は時間を保証したいと思っていますので、次回以降の会議の持ち方ということも検討しながら次につなげたいと思っています。

計画の進捗状況も区民からすればものすごく大きな課題だと思っていますので、このことについては是非皆さんからのご意見、ご要望を事務局のほうにお寄せいただければと思っています。私が課せられた9つの議事を皆さんにお伺いすることについては終わりましたので、後は事務局にお返ししたいと思います。

事務局

〔次回日程等 事務連絡〕